

砂川市規則第11号  
令和4年3月31日

会館建設等補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

## 会館建設等補助規則の一部を改正する規則

会館建設等補助規則（昭和44年規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

砂川市会館建設等補助規則

別記第1号様式（第5条関係）、別記第3号様式（第7条関係）、別記第4号様式（第7条関係）及び別記第6号様式（第9条関係）を次のように改める。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

会館建設等補助金交付申請書

年 月 日

砂川市長 様

住 所  
団体名  
申請者（代表者）  
（申請者住所 )

次のとおり会館を建設等したいので、会館建設等補助規則第5条の規定に基づき、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 会館の名称
- 2 建設等の位置
- 3 工 種  
ア 新 築  
イ 改 築  
ウ 増 築  
エ 模 様 替 え  
オ 修 繕  
カ 解体  
キ 消防用設備等の点検  
ク 水洗便所に改造
- 4 団体の構成員の範囲  
及び世帯、人員数
- 5 会館の規模、構造  
ア 規 模 1階面積 平方メートル  
2階面積 平方メートル  
計 平方メートル  
イ 構 造
- 6 建設等費用の内訳  
工 事 費 円（工種のうち、キを除く）  
消防用設備等点検費 円  
そ の 他 円  
計 円
- 7 建設等費用の財源内訳  
自 己 資 金 円  
市 補 助 金 円  
他 団 体 補 助 円  
そ の 他 円  
計 円
- 8 工事予定期間 着 工 年 月 日  
完 了 年 月 日
- 9 工事施行方法 請負 直営

会館建設等着工届

年 月 日

砂川市長 様

団体名

代表者名

工事は、 年 月 日に着工したのでお届け  
けします。なお、完成予定は、 年 月 日の予定です。

会館建設等工事完了届

年 月 日

砂川市長 様

団体名  
代表者名

工事は 年 月 日完了したの

でお届けします。

指 令 書

第 号  
年 月 日

様

砂川市長 印

年 月 日付けで申請のあった 建設等費補助について  
は、金 円を補助（交付）します。  
ただし、次の事項を遵守してください。

記

- 1 振込先申出書を 年 月中に提出してください。
- 2 予定の事業をなさず、又は変更したときは、減額することがあります。
- 3 事業成績表及び収支決算書は、事業完了後直ちに提出してください。
- 4 本補助（交付）金の使途につき、臨時にその状況を調査することがあります。